

2040年を視野に入れた「脱炭素化」に向けて

— 中小・小規模事業者等においても期待される「GX推進」 —

ポイント

- 2024年6月21日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」が公表された。内外でさまざまな不確実性の高まりや変化が生じる中、2040年を視野に「脱炭素化」への現実的な道筋を官民で共有する「GX2040ビジョン」が、GX実行会議を中心に議論され、2024年度中を目途に策定される予定である。
- 強靱なエネルギー需給構造への転換に向けて、エネルギーの需要サイドにおいて徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドでは、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギーや原子力の電源を最大限活用することが明記されている。
- 中小・小規模企業等に対しては、「徹底した省エネ」が期待されている。具体的には、省エネ診断や省エネ設備投資への支援を進める姿勢が示されている。
- 「循環型ビジネスの拡大」に向けては、産官学連携に加えて、「デコ活」等を通じた消費者における意識改革やライフスタイルの転換も求められているといえよう。

1. 「GX2040ビジョン」の策定に向けて

2024年6月21日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（以下、「改訂版」という。）が公表された¹。なお、改訂版の基本的な考え方については、ニュース&トピックス No.2024-37²（2024年6月17日発行）で簡単に紹介しているため、そちらを参照願いたい。

信金中央金庫は、中期経営計画『SCBストラテジー2022』において、信用金庫業界独自のグリーン戦略を通じて「信用金庫＝グリーン」のブランドイメージの定着を企図し、2021年9月から、「しんきんグリーンプロジェクト」を推進している³。これを踏まえ、本稿では、改訂版における「IV. GX・エネルギー・食糧安全保障」のうち「1. GX・エネルギー」、特に中小・小規模企業等に関わりが深い事項に焦点をあてて紹介をする。

改訂版では、内外でさまざまな不確実性の高まりや変化が生じる中、GX実現に向けた国家戦略策定の必要性が明記されている。具体的には、2040年を視野に「脱炭素化」への現実的な道筋を官民で共有する「GX2040ビジョン」が、GX実行会議⁴を中心に議論され、2024年度中を目途に策定される予定である。併せて、GXの実現に向けて、成長分野等へ

¹ 内閣官房ホームページ(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai28/gijisidai.html)を参照

² 当研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/newstoppers/20240617-post-492.html>)を参照

³ 信金中央金庫ホームページ(<https://www.shinkin-central-bank.jp/investor/plan/>)を参照

⁴ 内閣官房ホームページ(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html)を参照

の労働移動の円滑化支援や、在職者のキャリアアップのための転職支援等を通じた「公正な移行」を後押ししていく姿勢も示されている。なお、「GX2040ビジョン」の策定とともに、「エネルギー基本計画⁵」および「地球温暖化対策計画⁶」も改定される見込みである。

2. 中小・小規模企業等においても期待される「GX推進」

① 脱炭素電源の拡大

「GX2040ビジョン」の策定に向けた具体的な論点として、化石燃料依存から脱却するためのGXの推進、再生可能エネルギーや原子力といった脱炭素電源への投資促進、大口需要家やデータセンターの立地を見据えた送配電網整備、トランジション期における戦略的な予備電源や燃料の確保等が挙げられている。強靱なエネルギー需給構造への転換に向けて、エネルギーの需要サイドにおいて徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドでは、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギーや原子力の電源を最大限活用することが明記されている。

再生可能エネルギーの導入拡大では、「主力電源」として、最大限の導入拡大に係る省庁・機関が密接に連携しながら取り組む姿勢が示されている。わが国の強みを活かした国際競争の観点から、特に、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池⁷の市場の創出を強力に後押しする姿勢も示されている。浮体式洋上風力については、欧米を中心にグローバルに連携しつつ、商用化に向けて活動する浮体式洋上風力技術研究組合⁸を通じた国際的な研究開発体制や国際標準の整備を進めることが示されている。また、

(図表)「グリーンガイドライン」の概要

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある

事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、**独占禁止法上問題となる**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否かが判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

※「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの競争圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。

本考え方の構成 (合計で84の想定例) R6改定

第1 共同の取組	第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為
第3 優越的地位の濫用行為	第4 企業結合
第5 公正取引委員会への相談について	

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、**継続的に本考え方の見直しを行っていく**
また、本考え方に照らしながら**積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく**

(出所)公正取引委員会ホームページ

⁵ 現在の第6次エネルギー計画は、資源エネルギー庁ホームページ(https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)を参照

⁶ 現行の計画は、環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>)を参照

⁷ ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料で製造された新しいタイプの太陽電池で、軽量で柔軟性に優れる等の特徴から、普及が期待されている。

⁸ <https://flowra.or.jp/>を参照

2024年4月に施行された「改正再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）⁹」を適切に執行するとともに、将来の太陽光パネルの廃棄・リサイクル問題にも対応するため、制度整備の検討を進めることも示されている。さらに、安全性の確保を大前提とした原子力の活用や、2024年5月24日に公布された水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）に基づく水素の活用等が明記されている。各電源に対してはさまざまな批判や意見等があるものの、それぞれのメリット・デメリット、そこから得られるインパクト等を踏まえた議論が行われることが期待されているといえよう。

なお、公正取引委員会は、2024年4月、事業者等によるGX実現に向けた取組みを後押しする目的で、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（いわゆる、グリーンガイドライン）を公表している¹⁰（図表）。

② 個人、中小・小規模企業等におけるGX推進

個人に対しては、家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入に対する支援、クリーンエネルギー自動車の購入支援、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の支援等のため、今後3年間で2兆円規模の「くらしGX」にかかる施策を講じることが示されている。2025年度までに、100か所以上の脱炭素先行地域を選定するとともに、国民のライフスタイルの転換を図るため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活¹¹」を推進することも示されている。

中小・小規模企業等に対しては、「徹底した省エネ」が期待されている。具体的には、省エネ診断の拡充や省エネ設備投資への支援を進める姿勢が示されている。また、中小・小規模企業にとってGXの第一歩の取組みである省エネ支援の強化に向けて、地域金融機関や商工会議所・商工会等と連携した支援体制の構築を含め、地域の実情に応じた体制整備を進めることも示されている。

3. 「GX推進」との両輪で実現が期待される「循環型ビジネス」

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」が、2024年3月15日に閣議決定され¹²、同年5月22日に参議院本会議で可決、成立した。本法律は、資源循環を進めていくため、製造業者等に必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すことを目的としている。本法律に基づき、産官学連携の強化を図る循環経済パートナーシップ¹³やサーキュラーパートナーズ¹⁴等を活用し、製造業等と資源循環業との連携事例の共有を図るとともに、横断的な規格の整備を図っていくことが示されている。

業界横断的なデータ共有を目指すウラノス・エコシステムの取組みのほか、使用済み太

⁹ 資源エネルギー庁によるYouTube動画(<https://www.youtube.com/watch?v=PEZcU5yJOmk>)を参照

¹⁰ 公正取引委員会ホームページ(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html)を参照

¹¹ 環境省ホームページ(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)を参照

¹² 環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/press/press_02916.html)を参照

¹³ <https://j4ce.env.go.jp/>を参照

¹⁴ <https://www.cps.go.jp/>を参照

陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度の検討、持続可能な航空燃料（S A F）の 2030 年における 10%導入の実現に向けた、循環型のバイオエコノミー市場の一層の拡大、さらに、資源循環分野の高度人材確保のため、同分野を特定技能制度の対象とする検討を進めることも示されている。

「循環型ビジネスの拡大」に向けては、飲食業等に関連する食品ロス半減や、アパレル業等に関連する家庭から廃棄される衣類の量の削減への取組みが具体的に取り上げられている。したがって、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けては、産官学連携に加えて、「デコ活」等を通じた消費者における意識改革やライフスタイルの転換も求められているといえよう。

以 上

<参考文献>

- ・ 新しい資本主義実現会議(2024 年6月 21 日)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。